

平成 2 6 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 6 年 3 月 2 4 日 (月)

平成26年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：3月24日(月)午後2時00分

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号
印西市通学区域審議会の諮問結果について
- 日程第 5 報告第2号
印西市文化財審議会の諮問結果について
- 日程第 6 議案第1号
平成26年度印西市の教育施策について
- 日程第 7 議案第2号
印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第3号
印西市学校災害補償規則の制定について
- 日程第 9 議案第4号
印西市指定文化財の指定について
- 日程第10 議案第5号
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について
- 日程第11 議案第6号
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について
- 日程第12 議案第7号
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について
- 日程第13 議案第8号
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について
- 日程第14 議案第9号
印西市社会教育指導員の委嘱について
- 日程第15 議案第10号
印西市家庭教育指導員の委嘱について
- 日程第16 議案第11号
印西市史編さん委員会委員の委嘱について
- 日程第17 議案第12号
印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- 日程第18 議案第13号

印西市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第19 議案第14号

平成25年度末教職員人事の内申について

日程第20 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

出席委員(5名)

1	番	委	員	大	野	忠	寄
2	番	委	員	青	山	光	男
3	番	委	員	寺	田	充	良
4	番	委	員	佐	藤	め	ぐみ
5	番	教	育	大	木		弘

説明のため出席した職員(6名)

教	育	部	長	五	十	嵐	茂	雄
教	育	部	参	五	十	嵐		理
(教育総務課長事務取扱)								
学	務	課	長	井	上	愛	一	郎
指	導	課	長	内	田	圭		子
生	涯	学	習	山	崎			剛
ス	ポ	ー	ツ	湯	浅	静		夫
振興課長								

職務のため出席した職員(3名)

教	育	総	務	課	飯	島	伸	一
総	務	班	主	幹				
教	育	総	務	課	高	木	恵	美
総	務	班	主	査				子
教	育	総	務	課	安	西	浩	紀
総	務	班	主	査				

(14時04分)

(開会の宣告)

佐藤委員長

ただいまから、平成26年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長	本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。
(会議録署名委員の指名)	
佐藤委員長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、1番大野委員を指名いたします。
(会期の決定)	
佐藤委員長	日程第2 会期の決定を行います。 本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。
(教育長報告)	
佐藤委員長	日程第3 教育長報告を行います。 大木教育長。
教 育 長	それでは、教育委員会活動報告を申し上げます。 最初に、経過報告から申し上げます。添付資料をごらんください。 2月12日水曜日、人事異動関係第2次面接が大森小学校で開催されました。 14日金曜日、第5回市校長会議が市内で開催されました。 17日月曜日、第10回市教頭会議が教育センターで開催されました。 18日火曜日、第1回印西市議会定例会が市役所で開催され、3月20日までの会期で開催されました。 22日土曜日、2014いんざい室内棒高跳が松山下公園総合体育館で開催され、出席をしてみいました。 28日金曜日、市史編さん委員会が市役所で開催されました。 同日、印西警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会総会が印西警察署で行われ、出席をしてみいました。 3月1日土曜日、バスケットボールフェスティバルが松山下公園総合体育館で、翌日の2日までの予定で開催されました。 6日木曜日、各小学校長の目標申告面接を市役所で行いました。 7日、県立印旛明誠高等学校卒業証書授与式が開催され、出席をしてみいました。 同日、午後になりますが、各中学校長の目標申告面接を市役所で行いました。 10日月曜日、男女共同参画推進本部会議が市役所で開催され、出席をしてみいました。 13日木曜日、市内中学校9校の卒業証書授与式が開催されました。委員の皆様方にも、ご出席ありがとうございました。 同日午後、市防災会議が市役所で行われ出席をいたしました。 14日金曜日、市内3つの幼稚園の卒園式が行われました。 15日土曜日、市民アカデミー卒業式及び修了式が中央公民館で行われました。

17日月曜日、ライオンズクラブ、ランドセルカバー贈呈式が市役所で行われ出席をしてみいました。

18日火曜日、市内小学校20校の卒業証書授与式を行いました。委員の皆様にもご参列ありがとうございました。

同日午後、交通安全対策会議が市役所で開催され出席いたしました。

21日金曜日、印西少年少女合唱団定期演奏会、第3回目となる定期演奏会ですが、文化ホールで行われ出席をしてみいました。

22日土曜日、クライミングジュニアユース選手権が松山下公園総合体育館で開催され、こちらも出席をしてみいました。日曜日まで、2日間の日程で行われておりました。

24日月曜日、本日は、第3回教育委員会定例会が市役所で開催されています。また、本日は、市内小中学校の修了式ということで、無事に修了しております。

行事予定でございます。

3月26日水曜日、印旛郡市文化財センターで第89回臨時会が佐倉市で行われる予定です。

27日木曜日、平成25年度末教職員辞令交付式が、四街道市の教育事務所別館で開催され出席をしてみいます。

同日午後になりますが、平成25年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所大会議室で開催される予定でございます。教育委員の皆様にもご出席をお願いいたします。

31日月曜日、退職職員辞令交付式が市役所で予定されております。

4月に入りまして、1日火曜日、教育委員会事務局職員辞令交付式が市役所で、また同日、学校医・学校歯科医委嘱書交付式が市役所で、また同日、社会教育指導員及び家庭教育指導員委嘱書の交付式が市役所で行われます。

5日土曜日、スポーツ推進委員委嘱書交付及び全体会議が松山下公園総合体育館で開催される予定です。

7日月曜日、始業式ということで市内小中学校29校の始業式が予定されております。

8日火曜日、市内9校の中学校の入学式が行われます。

9日水曜日、小学校の入学式、市内19校で予定されております。こちらのほうにも、教育委員の皆様にはご出席をお願いしたいと思います。

10日木曜日、市内3園の幼稚園の入園式が行われます。

また同日、第1回の市校長会議が市役所で予定されております。

11日金曜日、平成26年度市町村教育委員会教育長会議が千葉市で行われる予定です。

14日月曜日、印旛郡市地方教育委員会連絡協議会定例常任委員会が佐倉市で開催される予定です。

引き続き同日、第1回の印旛地区教育長会議が佐倉市で行われま

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長
(報告第1号)
佐藤委員長

学務課長

す。

16日水曜日、第4回定例教育委員会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

なし

これで、日程第3 教育長報告を終わります。

日程第4 報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

それでは、ご説明申し上げます。

報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果について。

印西市通学区域審議会に、印西市立小学校及び中学校の通学区域の編制について諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

平成26年3月24日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

次のページをごらんください。

読み上げさせていただきます。

平成26年2月26日。

印西市教育委員会様。

印西市通学区域審議会会長、穴澤義典。

印西市立小学校及び中学校の通学区域について（答申）

平成26年1月22日付け印西教学第516号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

本審議会は、平成26年1月22日に諮問を受け、同日、1月29日及び2月26日に審議会を開催し慎重審議いたしました。

通学区域の設定にあたりましては、通学距離、通学時における児童生徒の安全面の確認等種々の角度から検討した結果、通学区域について次のとおり答申します。

(1)鹿黒南一丁目～五丁目の通学区域については、大森小学校を学区とする。

なお、通学路となる県道「千葉竜ヶ崎線」については、一部歩道が未整備な区間があるため、今後も継続して関係機関に働きかけること。

(2)21住区（千葉北部地区新住宅市街地開発事業で定める住区をいう。）の中学校の通学区域については、滝野中学校を学区とする。

若干の説明をつけ加えさせていただきます。

審議会につきましては、先ほども申しあげましたように3回開催をいたしました。第2回目につきましては現地視察を行いまして、通学路の安全性等について確認をいたしました。

また、21住区につきましては、既に住居を構えている方もいらっしゃる関係で、当該地区住民の意向を反映するため、21住区全世帯、119世帯となりますけれども、を対象としたアンケート調査を行い、その結果も踏まえて検討をいたしました。

なお、アンケートの回収率、回答率につきましては、約50%でございました。

最後に、この答申を踏まえまして、通学区域に関する規則の一部改正をこの後の議案第2号で提案のほうをさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

以上で日程第4 報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果についてを終わります。

(報告第2号)

佐藤委員長

日程第5 報告第2号 印西市文化財審議会の諮問結果についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

報告第2号 印西市文化財審議会の諮問結果について。

印西市文化財審議会に、印西市指定文化財の指定について諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

平成26年3月24日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

次のページ、答申をごらんいただきたいと思います。

報告につきましては、印西市小林字馬場2826-1と2826-5、この2つにわたります用地内に所在いたします道作1号墳、道作4号墳、道作5号墳につきまして、史跡として市の指定文化財に指定することにつきまして、平成26年3月6日に開催いたしました印西市文化財審議会に諮問したところ、別紙、今ごらんいただいている印西市指定文化財の指定について(答申)のとおり、印西市指定文化財として指定することが適当である旨、答申をいただきましたので、これを報告するものでございます。

答申の理由等につきましては、ここの答申のとおりでございますけれども、この答申に際しまして、委員さんからはご質問として、指定についてはそれぞれの古墳についてなのか、それとも面積、区域指定ということですね、事業地内全てなのかというようなご質問がございました。これにつきましては、今回の指定については、3基の古墳群を含めた事

業地全体の4,181平米ございますけれども、地番で申し上げますと、先ほど申しました区画で、これを指定範囲としますということで回答をいたしております。

それから、この道作古墳群がせっかく市の指定文化財として指定したので、議論していく過程で、市民にできるだけ見ていただくような配慮、そして、文化財そして道作古墳群の保護と、それから周りの里山環境の活用というような、両面の活用が図れるようにしていきたいというようなご意見がございました。

これについては、この周辺の散策、里山の散策も含めて、歴史散策ウォーキングであるとか市内の小中学校を対象とした遺跡体験学習会など、できる限り多世代がさまざまな活動の場として活用できるように提供していきたいということで、お答えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

以上で日程第5 報告第2号 印西市文化財審議会の諮問結果についてを終わります。

(議案第1号)

佐藤委員長

日程6 議案第1号 平成26年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第1号 平成26年度印西市の教育施策について。

平成26年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

平成26年3月24日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明をさせていただきます。

平成26年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただきましたが、改めて議案として皆様にご審議いただくものでございます。

なお、昨年度の施策から表現、内容などを変更したもの、または新たに項目を追加しました箇所につきまして、赤字で表記してございます。

では、お手元の平成26年度印西市教育施策の4ページをお願いいたします。

教育施策の体系につきましては、今年度同様、平成24年度から平成32年度を計画期間として策定しました印西市総合計画に基づき作成しております。引き続き「健やかな心と体を育む教育」を教育施策の基調とし、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」、「生涯を通じて学び

スポーツに親しめる環境づくりを推進する」、「心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る」、この3つの政策を柱に各施策を展開していくものでございます。

続きまして、事業内容における昨年度との変更点につきまして説明いたします。

8ページをお願いいたします。

活力ある学校づくりを目標とした学校現場における学習指導の充実を図るため、これまでも指導法の各種研究を進めてきたところでございますが、多様化する教育課題へ対応するため、事業内容に幾つか新たな項目を加えさせていただきました。

これにより、若年層教員の授業力アップ、リーダーの育成など教員個々の指導力アップを推進してまいりたいと考えております。

次に、11ページをお願いします。

近年、増加傾向にあります台風などの自然災害に対する児童生徒への指導の充実及び理科薬品の安全管理の支援を項目に加えさせていただきました。

また、その下段の開かれた学校づくりの推進におきまして、教育センター並びに各学校のホームページの一層の充実を図り、学校情報の公開と地域の連携を進めてまいりたいと考えております。

その他、具体的な事業内容におきましては、昨年度との表記の違いは幾つかございますが、上位計画である印西市教育振興基本計画及び第二次印西市生涯学習まちづくり推進計画との整合を図ったことによるもので、教育委員会が行う事業自体には、大きな変更点はございません。

平成26年度におきましても、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」、この基本理念にのっとり、印西市の教育がより充実するよう各種計画などを踏まえ、また平成24年度事業の点検評価結果での課題を踏まえながら、「健やかな心と体を育む教育」の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大野委員。

施策事業の基本的な内容につきましては、この方針でよろしいかなと、こんなふうに思われる部分もございます。ただ何点かちょっと確認で、細かい内容をどういうことを進められているのか、検討内容についてお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず5ページ、食育の推進ということで、①番、食に関する指導の推進ということで、アレルギーも含めての問題なんですけど、非常に食に関する食品添加物であったりとか化学調味料であったり、ある部分で体に

佐藤委員長

大野委員

影響を及ぼすような事態が今上げられている状態で、そういうことに対しての指導であったりとか、アレルギーを持っているケースが小さい幼児から小中学生に大変ふえているように思いますので、そこら辺のケアの部分であったりとか学校給食との関連ですか、そちら側の指導等々、合併症であったり指導の方法ですか、そういうことを現場のほうでどういうふうに伝えていただいているのか、ちょっとお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員長
指導課長

指導課長。

まず食育でございますが、中学校の技術家庭科の時間、小学校の家庭科を含む食育の授業の中で、実際に子どもたちに学習を行っています。

食育の内容ですが、食物と栄養、栄養とバランス、食事のとり方、食文化、食品添加物、食物アレルギー等を解説しながら、実際に調理も含めて授業を行っているということでございます。

学校給食との関連ということもございましたけれども、学校給食につきましては、栄養士が食品添加物の軽減については対応しているものがあります。

以上です。

大野委員

もう一点ですが、7ページの道徳教育の充実ということで、①番ですね。先月ですか、栄町の教育委員会が教育特別講演会ということで、各近隣の学校の先生方、また教育関係者を集められて講演会がございました。日新館の宗像精先生ですか、そのお話の中で、やはり「あいづっこ宣言」というような形をつくりまして、日ごろからの実践項目みたいなものを唱和させると。道徳教育を酌む流れですが、そういうものを印西市の教育の中でも何か取り入れられるようなことがあるのではないかなと思って帰ってきたのですけれども。

単純な話、その中に幾つかございますけれども、お話しさせていただければ「一、人をいたわります。一、ありがとう、ごめんなさいを言います。一、がまんをします。一、卑怯なふるまいをしません。一、会津を誇り年上を敬います。一、夢に向かってがんばります。やってはならぬ、やらねばならぬ。ならぬことはならぬものです」というような、これは会津若松市がつくられたもので、この中で、会津若松市が一時、非常に地域で傷害的な事件が多くなった時期に、ここを何とか地域で救いましょうということが始まりだったようで、これを唱えるようになったら、そういう軽犯罪とか傷害事件等々が3分の1ぐらいに激減していったと。十二、三年の間ですけれども。

印西市の場合、多くあるわけではないと思いますけれども、やはり教育的な意味合いで、大人とのかかわりだったりとか、そういう部分を小さいころから植えつけるという意味合いで、非常に効果があるのではないのかなと思って感じた次第です。

また、これからのことになろうかと思いますが、印西市でもこ

うというような宣言みたいなものをつくって教育の中に取り入れることで、安定的な道徳、学校教育につながるのではないかなと、ちょっと考えた部分がありましたので、今現実やっているかどうかちょっと、そこら辺も含めて、小さいものでも一つ、ちょっとでもよろしいかと思えますけれども、何か事例がございましたら教えていただければと思います。

佐藤委員長
指導課長

指導課長。

このような宣言の例は、印西市にはございません。

ですが、論語の中の一節を教室の前面に掲げて、月ごとに交代をして、例えば、「光陰矢のごとし」とかいうようなことで、一つ一つ変えながらやっている学級はございますが、学校で一つのことを同じようなもので宣言するという学校はございませんが、それぞれの学校あるいは学級なりの特長を生かして、スローガン的なものとか宣言みたいなものがあれば、古典の中の一節を唱和するというようなことはやっている学級がございます。

以上です。

大野委員
佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第1号 平成26年度印西市の教育施策についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第1号 平成26年度印西市の教育施策については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第1号 平成26年度印西市の教育施策については、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
佐藤委員長

続きまして、日程第7 議案第2号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長

学務課長。

それでは、説明をいたします。

議案第2号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成26年3月24日。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、改正内容につきまして、別添の審議資料をもとにご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、字の区域及び名称が変更となった鹿黒南地区の通学区域の指定でございます。

2、改正の理由でございますけれども、字の区域及び名称が変更となった鹿黒南1丁目から5丁目の区域について、学校教育法施行令第5条第2項の規定により、通学区域の指定を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、平成26年4月1日でございます。

改正内容の具体的なものにつきましては、新旧対照表をごらんください。

改正した部分は、下線を引いた箇所でございます。相島地区の後に鹿黒南1丁目から5丁目を追加させていただきました。

なお、先ほど通学区域審議会の答申ということで、21住区の答申をいただいたところなんですけれども、21住区の中学校につきましては、21住区の小学校の開校する平成27年4月1日を施行期日というふうに考えております。

したがいまして、この一部改正につきましては、後日、21住区については改めて提案させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第2号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第2号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

佐藤委員長

日程第8 議案第3号 印西市学校災害補償規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

それではご説明申し上げます。

議案第3号 印西市学校災害補償規則の制定について。

印西市学校災害補償規則を次のように定めるよう市長に申し入れる。

平成26年3月24日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

別添の審議資料をもとに、ご説明申し上げます。

まず1番、制定の理由、内容でございますけれども、この規則を制定することにより、市立小学校、中学校、幼稚園及び保育所で事故等が原因で身体に障害をこうむった場合、その被災者に対し、市が補償する基準が明確になり、円滑な対応が可能となるためでございます。

2、条文の内容でございます。

(1)趣旨、これは第1条でございますが、学校災害賠償補償保険、これは全国市長会のものでございます。この保険に加入することに伴い、学校管理課にある者が身体に傷害をこうむった場合の補償について定めるものでございます。

(2)定義、第2条でございますけれども、学校及び学校管理下、この2つの用語の定義について定めております。この規則における学校には、通常の小中学校及び幼稚園のほか、保育所も含むものとしております。したがって、保育園や学童クラブで保育を受けているときも含まれるものでございます。

(3)補償対象者、第3条でございますが、補償の条件を定めております。学校管理下にある者が、急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害をこうむり、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合、入院し、もしくは通院した場合に当該被災者またはその相続人に対して補償を行うものでございます。

(4)補償金額及び補償基準、第4条でございますが、この規則の制定の一番最後のところに別表（第4条関係）とあります。ここに定める給付金を支払うものでございます。

続いて(5)補償金を支払わない場合、第5条でございますけれども、被災者の故意または重大な過失がある場合等々、(1)から(14)まで規定してございます。

(6)適用除外、第6条関係でございますけれども、本規則を適用しない者を規定しております。市雇用の用務員や非常勤職員等、市の業務に従事中の市の職員は、適用除外となっております。

続いて、(7)損害賠償の免責、第7条でございますけれども、この規則により補償を行った場合は、損害賠償の責めを免れることを規定してございます。

最後に、(8)準用規定、第8条でございますけれども、この規則に定めのない事項については、保険会社の規約等を準用するという規定でございます。

	説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
佐藤委員長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。
	議案第3号 印西市学校災害補償規則の制定についてを採決します。
	お諮りいたします。
	議案第3号 印西市学校災害補償規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。
	したがって、日程第8 議案第3号 印西市学校災害補償規則の制定については、原案のとおり可決されました。
(議案第4号)	
佐藤委員長	続きまして、日程第9 議案第4号 印西市指定文化財の指定についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第4号 印西市指定文化財の指定について。
	印西市文化財保護条例第4条の規定により、次の文化財を印西市指定文化財に指定する。
	平成26年3月24日提出。
	印西市教育委員会教育長、大木弘。
	それでは、ご説明いたします。
	本案につきましては、先ほど報告第2号でご説明いたしましたとおり、市の文化財、史跡でございますけれども、これに指定することが適当である旨、印西市文化財審議会から答申を受けました、ここにございます道作1号墳、道作4号墳、道作5号墳につきまして、印西市の史跡第5号、これは指摘としての指定の5番目ということでございますけれども、平成26年3月24日付で指定することについてお諮りするものでございます。
	なお、参考までに、こちらの印西市の指定文化財ということで、机の上にあったと思いますけれども、こちらをごらんいただきたいと思います。
	史跡の指定につきましては、表の下段、下のほうに表示をさせていただきます。こちらに5カ所の指定、そして市の指定文化財としまして、見ていただくとあれですけれども、市の指定文化財としては25件となります。それから、国指定、県指定の分を加えますと48件、そして国の登録文化財を加えて計49件の指定ということで、結果こういう形になります。

	す。
佐藤委員長	以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。 議案第4号 印西市指定文化財の指定についてを採決いたします。 お諮りいたします。 議案第4号 印西市指定文化財の指定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。 したがって、日程第9 議案第4号 印西市指定文化財の指定については、原案のとおり可決されました。
(議案第5号)	
佐藤委員長	日程第10 議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指導課長	議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について。 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。 平成26年3月24日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、ご説明申し上げます。 次のページの別紙をごらんください。 これは、市内中学校20校及び中学校9校、幼稚園3園の学校医の任期満了に伴いまして25名の医師を学校医として委嘱するものでございます。 読み上げにつきましては、時間の関係上、割愛させていただきます。 なお、初めて委嘱する学校医の先生は、本埜第一小、第二小学校の清宮康嗣先生、変更があった学校については、小林北小学校の岡庭信一先生でございます。 以上の3校で長年お世話になりました内田誠先生は、今年度をもちまして学校医のほうは退任されます。 任期は、平成26年4月1日から28年3月31日まででございます。 次のページをごらんください。 眼科につきましては、市内小学校20校及び中学校9校、幼稚園3園を引き続き斉藤仁先生に委嘱するものでございます。 任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

	続きまして、次のページをごらんください。 耳鼻科につきましては、市内小学校20校及び中学校9校、幼稚園3園を4名の先生に委嘱するものでございます。 具体につきましては、時間の関係で割愛させていただきます。 任期は、平成26年4月1日から28年3月31日まででございます。 以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
佐藤委員長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。 議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを採決いたします。 お諮りいたします。 議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。 したがって、日程第10 議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第6号) 佐藤委員長	続きまして、日程第11 議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指導課長	議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医を別紙のとおり委嘱する。 平成26年3月24日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 次の別紙をごらんください。 これは市内小学校20校及び中学校9校、幼稚園3園の管理校医の任期満了に伴いまして、24名の医師を管理校医として別添のとおり委嘱するものでございます。 読み上げにつきましては、時間の関係上、割愛させていただきます。 なお、初めて委嘱する管理校医は、本埜第一小、第二小学校の清宮康嗣先生、変更があった管理校医は、小林北小学校の岡庭信一先生でございます。 任期は、平成26年4月1日から28年3月31日まででございます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤委員長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
青山委員	青山委員。 校医さん、特に管理校医と学校医というのはどういうふうに違うのですか。
佐藤委員長 指導課長	指導課長。 学校医につきましては、学校の主に児童生徒を診ていただくということでございます。 管理校医のほうは、主に教職員の健康管理について、いろいろと相談に乗っていただいたり診ていただいたりということでの違いでございます。
佐藤委員長 各委員 佐藤委員長	ほかに質疑はありませんか。 なし これで質疑を終わります。 議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員 佐藤委員長	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、日程第11 議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第7号) 佐藤委員長	日程第12 議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指導課長	議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について。 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医を別紙のとおり委嘱する。 平成26年3月24日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それではご説明いたします。 次のページをごらんください。 これは市内小学校20校及び中学校9校、幼稚園3園の歯科医師の任期満了に伴いまして、23名の歯科医師を学校歯科医として別添のとおり委嘱するものでございます。 読み上げにつきましては、時間の関係上、割愛させていただきます。

	なお、初めて委嘱する学校歯科医が、本埜第二小学校の内田賢先生、変更があった学校歯科医は、木下小学校の谷岡芳江先生、船穂小学校の坂巻由紀子先生、原小学校の亀田典照先生、平賀小学校の須加敦雄先生、本埜第一小学校の鳩貝博先生、瀬戸幼稚園の佐藤勝彦先生の7名でございます。 任期は、平成26年4月1日から28年3月31日まででございます。 以上でございます。よろしくご審議願います。
佐藤委員長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。
	議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを採決します。
	お諮りいたします。
	議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。
	したがって、日程第12 議案第7号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第8号)	
佐藤委員長	続きまして、日程第13 議案第8号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	指導課長。
指導課長	議案第8号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について。 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。 平成26年3月24日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それではご説明いたします。 次のページをごらんください。 これは市内小学校20校及び中学校9校、幼稚園3園の学校薬剤師の任期満了に伴いまして、16名の薬剤師を学校薬剤師として、次のページの別添のとおり委嘱するものでございます。 読み上げにつきましては、時間の関係上、割愛させていただきます。 なお、変更のあった学校薬剤師は、原小学校を担当いたします宝田敏博先生でございます。 任期は、平成26年4月1日から28年3月31日でございます。

佐藤委員長	以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。 議案第8号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第8号 印西市幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。 したがって、日程第13 議案第8号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第9号)	
佐藤委員長	続きまして、日程第14 議案第9号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第9号 印西市社会教育指導員の委嘱について。 印西市社会教育指導員を印西市社会教育指導員の設置等に関する規定第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。 平成26年3月24日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 以下、ご説明を申し上げます。 本案につきましては、現在社会教育指導員として2名の方を委嘱しておりますけれども、平成26年3月31日をもって満了になりますことから、表にございますとおり、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、菅原勇元校長先生、それから澤口正元校長先生を継続して委嘱したいというものでございます。 現在、菅原社会教育指導員につきましては、市民アカデミーの運営、指導を中心とした社会教育の指導、助言、それから、澤口社会教育指導員につきましては、社会体育の指導、普及を中心とした社会教育の指導、助言を行っていただいております。引き続き指導員として指導を行っていただきたいと思いますと考えております。 よろしくご審議いただくようお願いいたします。
佐藤委員長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。

	議案第9号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを採決いたします。
	お諮りいたします。
	議案第9号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
佐 藤 委 員 長	異議なしと認めます。
	したがって、日程第14 議案第9号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第10号)	
佐 藤 委 員 長	日程第15 議案第10号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長	生涯学習課長。
	議案第10号 印西市家庭教育指導員の委嘱について。
	印西市家庭教育指導員を印西市家庭教育指導員の設置等に関する規定第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。
	平成26年3月24日提出。
	印西市教育委員会教育長、大木弘。
	それではご説明を申し上げます。
	本案につきましては、現在、家庭教育指導員として1名の方を委嘱しております。こちらの委員につきましては、この3月31日をもって委嘱期間が満了となりますことから、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、継続して板倉脩元校長先生を委嘱したいとするものでございます。
	なお、家庭教育指導員につきましては、家庭教育に関する相談や指導を行うほか、家庭教育学級の企画、運営、学習内容について指導、助言するということをお願いしております。
	よろしくご審議くださるようお願いいたします。
佐 藤 委 員 長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
各 委 員	なし
佐 藤 委 員 長	質疑なしと認めます。
	議案第10号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを採決します。
	お諮りいたします。
	議案第10号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
佐 藤 委 員 長	異議なしと認めます。
	したがって、日程第15 議案第10号 印西市家庭教育指導員の委嘱に

(議案第11号)

佐藤委員長

については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第11号 印西市史編さん委員会委員の委嘱について。

印西市史編さん委員会委員を印西市史編さん委員会設置条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成26年3月24日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、市史編さん事業に関する調査及び審議をしていただくため、9名の方を委嘱しております。こちらの委員さんが平成26年3月31日をもって委嘱期間が満了となりますことから、表にございますとおり、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、9名の方を委嘱したいとするものでございます。

今回の委員の委嘱に関する考え方でございますが、現在、昨年度に策定いたしました市史編さん事業基本方針に基づきまして、引き続き、近世、中世、原始、古代といった、そういったところの分野につきまして調査・収集等を行っていく予定としてございますが、こういうようなことから、できるだけ現在の委員さんに継続していただきたいということで考えております。

このようなことから、表にございます1番から7番までの委員さんにつきましては継続させていただくというものでございます。

あと2名の方につきましては、これまでの委員の方お一人から、遠慮させていただきたいとの申し出がございました。それからもう一方は公募委員ということで現在やっただいていただいているわけですが、この公募委員につきましては1期が原則ということでございますので、この2名の方につきましては新たに8番の桜井氏、それから9番の小林氏を委嘱したいということでございます。

桜井氏につきましては、印旛村の元職員でございまして、印旛地域の郷土史に精通している方でございます。

それから、小林氏につきましては、これまで編さん委員会等で不足をしておりました考古学がご専門の方でございまして、印旛市にも携わっているということ、それから松戸市でございますけれども比較的近いということございまして、適任の方だということで考えたところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

佐藤委員長

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

各 委 員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。議案第11号、印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第11号 印西市史編さん委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。 したがって、日程第16 議案第11号 印西市史編さん委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第12号)	
佐藤委員長	日程第17 議案第12号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第12号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について。 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員を印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例第9条及び印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり委嘱する。 平成26年3月24日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、ご説明申し上げます。 本案につきましては現在、資料館の運営を図るため5人の委員を委嘱しておりますが、平成26年3月31日をもって満了となりますことから、ここにございますとおり4名の方を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間、引き続き委嘱したいとするものでございます。 委員につきましては、もう一人委嘱をさせていただくことになっておりますけれども、学校教育の関係者といった中から選出することによって決められておりますので、この後、学校、校長会の推薦を受けて委嘱をいただきますこととなりますので、平成26年度に入りまして委嘱する予定でございます。 それから、委嘱についての考え方でございますが、資料館の運営に当たりましては、これから平成26年度に設計、27年度に整備、そして28年度に運営開始ということで予定しておりますが、印旛歴史、印旛高校跡地の歴史資料研究施設、こちらとの兼ね合いを整理しながら資料館の役割を考えるとこのようなことが重要となつてまいりますので、このようなことから、これまで資料館の運営に携わっていただきました非常によく理解している現委員さんを、引き続き委員として委嘱することが必要

佐藤委員長

各委員

佐藤委員長

各委員

佐藤委員長

(議案第13号)

佐藤委員長

スポーツ振興課長

かということで考えたところでございます。

ご審議のほどを、よろしくお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第12号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第12号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第17 議案第12号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 印西市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

それではご説明いたします。

議案第13号 印西市スポーツ推進委員の委嘱について。

印西市スポーツ推進委員を印西市スポーツ推進規則第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成26年3月24日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

このスポーツ推進委員につきましては、この3月31日をもちまして任期が満了となります。新たな任期といたしまして、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとして委嘱をするものでございます。

本日は、定数30名のうち、再任者27名、新規2名と、計29名の委嘱をお願いし、残り1名につきましては最終的なお打ち合わせがまだできておりませんでしたので引き続きお願いをすることとしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、第1号委員から25号委員までにつきましては再任をお願いいたします。26号委員、それから29号委員の2名につきましては新規、27、28につきましては再任をお願いということになっておるところでございます。

それぞれの種目等につきましては割愛させていただきますが、新たな方につきまして、26番の松苗様につきましてはサッカーの専門的な仕事

	を行っている、それと元青少年相談員の経験者ということです。29番の菅沼様につきましてはバスケットボールが専門ということで、今回お願いをすることになっております。 以上です。よろしくお願いいたします。
佐藤委員長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。
	議案第13号 印西市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。
	お諮りいたします。
	議案第13号 印西市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。
	したがって、日程第18 議案第13号 印西市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(会議の非公開)	
佐藤委員長	日程第19 議案第14号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第13条第6項及び第7項、及び印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。
	それでは、これより会議を非公開といたします。
	〔非公開により省略〕
佐藤委員長 (その他)	以上で、会議の非公開を終了いたします。
佐藤委員長	それでは日程第20 その他の報告にまいりたいと思います。 その他について、何かございますでしょうか。
	指導課長。
指導課長	それでは、補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、指導課から、印西市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてをご説明申し上げます。 次のページをごらんください。要綱1というのがございます。 印西市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、改正の要旨と理由を読み上げてご説明させていただきます。 改正の要旨、第2条第2項中「保護者を会員とする」を削り、字句を整理するとともに、附則第4項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31

日」に改め、失効既定の変更を行うもの。

改正の理由といたしましては、平成26年度以降においても引き続き学校教育の振興を図るに当たり、中学校の生徒が行う部活動支援を継続する必要があることから、要綱の失効既定を延長する改正を行うものでございます。

以上でございます。

佐藤委員長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

中学校の部活動がまた発展することを期待しております。

その他の項目、ほかにございますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課からも補助金の関係でご報告といえますか、ご説明申し上げます。

生涯学習課関係につきましては、印西市の社会教育関係補助金交付要綱に基づきまして、社会教育団体に補助金を交付しております。資料のほうは要綱2の生涯学習課という資料がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

改正内容については今、指導課からあったとおり、同じように要綱の有効が26年3月31日で失効いたしますことから、要綱の効力を3年間延長して平成29年3月31日に改めるものでございます。

改正理由につきましては、社会教育活動関係団体の活動支援を継続する必要があるというものでございますけれども、本年度、市として補助金評価委員会が設置されまして、こちらの関係の補助金につきましては11月にヒアリングが行われまして、その評価結果は2月4日付でまとめられております。

その補助金のところの評価結果といたしましては、補助金がほとんど廃止や縮小を求められる状況でございましたけれども、しかしながら社会教育団体、青少年関係健全育成団体の活動支援を継続する必要がある、今後、現在の事業の見直しを行った上で継続したいというふうに考えております。

継続する必要性をご説明させていただきます。

社会教育、生涯学習を進めていく上では、学校、家庭、地域の連携強化が大変重要であると考えております。この連携強化のために、これらの社会教育関係団体の活動支援を行い、個々の団体の活動内容を充実させるとともに、これらの社会教育関係団体間のネットワークを強化し、全体として学校、家庭、地域の連携を強化するということで、社会教育あるいは生涯学習全体を推進していく必要があるというふうに考えております。

そもそも社会教育関係団体の性質からしても、そういうことが期待されるところであり、これらの事業を行うことによって補助金のほうが高められるというふうに考えるのでございます。社会教育の個々の団体の

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

スポーツ振興課長

みではなく関係団体全体の枠組みで捉えていく必要もあることから、この取り組みが継続されるのが必要だというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

ただいまの件に関して、質疑はありませんか。

なし

それでは、その他の項目ではほかにございますでしょうか。

スポーツ振興課長。

私のほうからも補助金の関係です。

要綱、3点お願いしたいと思います。要綱3、要綱4、要綱5、それぞれスポーツの行事の補助金交付要綱と、市のスポーツ少年団運営事業補助金要綱と、市の体育協会運営補助金要綱であります。

これにつきましては、社会体育の振興、それとスポーツ振興基本計画を進めている上で、こういう団体への補助金というのは大変重要であると考えておりますので、要綱の附則にございます期限のほうが平成26年3月31日までで終わりということで失効する要綱になっておりますので、これを平成29年3月31日まで延長させていただきたいということでお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

今の件につきまして、質疑はありませんでしょうか。

なし

それでは、その他、何かございますでしょうか。

学務課長。

学務課長

それでは、学務課からということで、入学式の日程についてお配りをさせていただきました。

先ほど教育長報告にありましたように、小学校が4月9日、中学校が4月8日、それから幼稚園が4月10日ということになります。

出席者の欄を見ていただきまして、市のほうに出席していただき、卒業式と同じように教育委員会告示のほうを読んでいただければと考えております。なお、告示につきましては後日お届けをさせていただきたいと考えております。

また、永治小学校が空欄になっておるわけなんですけれども、平成26年度新入生がゼロということでございますので、入学式はとり行わないという形になっています。

それから、出席者の欄で事務局のほうの出席者につきましては、この後、人事異動等がありまして変わる場合がありますので、ご承知おきいただければと思っています。

以上です。

佐藤委員長
各委員

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

なし

佐藤委員長

それでは、その他、何かございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課から3点ほどご連絡があります。

まず1点が、生涯学習のまちづくりに資する推進方策の検討状況ということでございまして、資料につきましてはこちらになります。

こちらにつきましては、生涯学習まちづくり推進計画、こちらは推進初年度ということで、本年度につきましては計画起案を通じて計画全体の推進力を高める方策を検討してきたということでございます。

内容につきましては、その2番目の検討状況というところをごらんいただきたいと思うんですけれども、計画を着実かつ効果的に推進していくために、その推進の核となる「生涯学習まちづくり推進体制」を構築し、それを進化させていく取り組みの検討、そして各年度におきます進行管理の方法、そしてまちづくり推進体制に係る見直しとして、生涯学習課として市民アカデミーの見直し、そしてさわやかコミュニティ推進委員会の見直しの検討を行ってきたというものでございます。

内容につきましては、こちらの図にございますとおり、生涯学習まちづくりを行うためには、生涯学習活動の支援ということで、イメージ図にございます左側、生涯学習施設の連携体制づくり、そしてその学習の成果を伸ばす仕組みについてという、この2つの柱をつくって推進していくという内容が1枚目の生涯学習まちづくり推進体制の構築ということでございます。

あわせまして、2枚目のところに資料2としてつけていますけれども、全体の生涯学習施設連携体制づくりと連動しまして、基点ごとの各施設の連携体制をあわせて行っていくという意味で、この基点の施設間の連携をしていくというような内容でございます。

それから、進行管理につきましては、毎年職員の研修会を実施し、それから各年度末に各課等の関連事業の抽出を行いまして実施事業についての評価を行って、次年度以降に生かしていくというようなことを繰り返す、いわゆる一種のローリングというような形といたしますか、そういったことで評価を行って事務に生かすという形で、進行管理をしていきたいということでございます。

それから、市民アカデミーの見直しとして、これまでの一般教養課程、これが1年目でございますけれども、それから2年目の研究課程、卒業論文ということでございますが、これに加えまして地域活動課程を加えたということで、卒業後に地域活動に参加していただきやすく、そういったプログラムをつくったということでございます。

それから、さわやかコミュニティ推進委員会の見直しについては、こちらは学校・家庭・地域の連携強化、それから学校支援に資する、そういった目的の中で全体会議を、さわやかコミュニティを再認識していただくこと、それから各地区の事業の内容を知っていただく、そういう意

味もございまして全体会議を年2回メニューに追加したと。それからそういう今回の見直しの一つの目的、それを見て推進していくためにモデル地区を実施しまして、それらのモデル地区を参考にして他の地域の見直し目的を達成していただくというようなことでございます。

それから、施設としては、これまで公民館の参加していただくこともございますけれども、より積極的に公民館の参加を促していくというか推進していくという内容でございます。

こういったことで全体の推進力を上げていきまして、生涯学習まちづくり推進活動をより推進を図っていききたいということでございます。

それと、参考までに、この見直しに当たりまして8月に視察研修を行ったということで、生涯学習によるまちづくりといったものをテーマに選んでいただきましたので、そちらの、いわゆる研修報告にはならないかもしれませんが、そういったことでまとめておりますので、時間がありましたら後ほどごらんいただければというふうに思っております。

それから、平成26年度の「八幡神社の獅子舞」の公開事業についてでございます。

こちらにつきましては、文化財の指定としましては昭和49年4月1日に無形民俗文化財として市が指定しております。獅子舞については、地元の保存会により伝承していただいているわけでございますが、こちらを例年どおり当該地区にあわせまして参加をしていただきたいということでございます。

日程は、平成26年4月20日、日曜日でございます。場所は本埜地区、八幡神社、鳥見神社、辺田前のコミュニティセンターでございます。伝承団体は八幡神社の獅子舞保存会。タイムスケジュールにつきましては、ここに記載のとおりでございますけれども、委員の出席につきましては次のところで表になっておりますけれども、委員長と、それから青山委員さんをお願いすることでございます。

送迎車につきましては、下のほうに送迎手段ということで表示してございます。こちらの時間にお迎えに上がりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、平成26年度の無形民俗文化財の公開事業ということでございまして、1枚めくっていただきますと年間予定が記されております。

大変恐縮でございますけれども、この日程で委員の皆様、予定をしていただければということでございます。

それから、なお米印にございます、大野委員さん、それから青山委員さん、寺田委員さんにつきましては、公開事業の際に教育委員長が出席できない場合で舞い人への伝承書の授与がある場合につきましては代理をお願いすることもございますので、ご了承くださいと思います。

佐藤委員長

以上でございます。

ただいまの件につきまして、質問ございますか。

青山委員。

青山委員

生涯学習課長には、研修報告ということで、資料を作成していただき、感謝したいと思います。ありがとうございました。

佐藤委員長

ほかに、どなたかございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

教育総務課からは、平成26年度印西市一般会計予算について一点ご報告申し上げます。

お手元の表をあわせてごらん下さい。

これにつきましては先月の定例会でご審議いただきました教育総務課の小学校教育推進対象事業の中の、小学校の空調設備についての設計費・委託費2,000万円、これが議会で削除ということでの修正案が可決されたということで、そういうことになった結果について、まず申し上げます。それと、いろいろお騒がせし、ご心配もかけましたことについても、あわせておわび申し上げます。

この小・中学校エアコン設置事業のスケジュールということで、ここにお手元に配付いたしましたペーパーが、これは先月の委員会にかける前、1月以前の予算の査定に当たりまして、予算財政の平準化を図るというようなことなどから、財政課と協議をしつつ、スケジュールとして財政課のほうに査定に当たって提出したものでございます。

これについては財政の平準化を図る、それから工事をするに当たりましての補助金をもらって整備しようという前提がありますので、補助金の内示というのが6月の中旬以降、交付決定が6月下旬から7月にかけてというようなことで、それ以前に契約してしまいますと補助金はもらえないというような中で、補助金のスケジュール、それ以後の補助金ということになると9月の議会に議決をいただいて、それ以降準備もありますので現場には10月、11月、12月となってしまうというようなこと。それから、私どもの教育総務課の中のいろいろな事業を抱えている中で、人員の問題等々いろいろ、もろもろを考えた中で、小学校と中学校で分けることとしました。小学校については2年間に分けるというようなことで、3年分割になると、設計を入れると4年間というようなスケジュール立てをして、では小学校はどういうふうに分けるんだというようなことで、これはいろいろ悩みましたが、児童それから教室数ほぼ半々になるように2つに分けて、教室数、児童数の多い学校を27年度工事、それ以外は28年度工事、3年目中学校というようなことで、予算査定の際にこういうようなことのこちら側としての考え方をまとめまして、査定のために提出をし、それによって予算化され、それで教育委員会にかけて、予算案の議会上程というようなことになったわけです。

それで、5日の予算委員会、12日の本会議、さらに採否ということで

すが、そういうことで議会のほうで審議されていく中で、計画がない、あるいは議員や市民に説明がない等々の理由の中で、あるいは最後に20日の採否の際には小学校、同じ印西市内なのに2カ年にわたるのは不公平だと、全校一斉にやるべきだというような討論の中で、5校分の設計委託費ということで提示をした予算については削除されました。

それで、全校一斉にやるべきだ、不公平だと言いながら、そうすればあるいは全校一斉分の経費というような増額修正ではなく、ただ単なる削除ということの理由については、こちら側ではうかがい知ることができません。そのような状況でこのような結果になってしまいました。

今後につきましては、議会側の状況も不透明な部分もあり、また市長の意向もありますので、どうすればエアコン設置が実現するのかについて検討している段階であります。

予算についての報告ということで、以上でございます。

あと、お手元に26年第1回印西審議会定例会一般質問答弁要旨というのをお配りさせていただいております。

これについては、一般質問ということで218時間の3月20日までの会議の中で一般質問が行われまして、教育委員会関係の質問としては会派代表質問が6回、個人質問が5人の議員からございました。それぞれの質問に対する答弁の要旨につきましては、この資料のとおりでございます。それぞれの内容についてごらんいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

そのほか、ございますでしょうか。

指導課長。

指導課長

指導課より、給食の滞納者についてですが、第1回の教育委員会定例会で申し立てが18名、そのうち1名が分納の申し出があったということで、第2回定例会において17名について裁判所に申し立てを行っていくことといたしました。さらにこのたび2名の方から支払いの申し出がありましたので、現在15名につきまして申し立てを行っております。以上でございます。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回4月の定例教育委員会議の日程について申し上げさせていただきます。

次回につきましては先ほど、今後の予定にもありましたが、4月16日水曜日でございます。時間につきましては午後3時、15時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。場所につきましてはこの場所で、本日と同じでございます。4月16日午後3時、15時です。

当日は校長会主催の歓送迎会が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐藤委員長

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長

お手元のほうに8月の高校総体、インターハイの啓発物資を持ってきましたので、できれば皆様も身につけていただいて、啓発よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員長

ありがとうございます。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございます。

(閉議の宣告)

佐藤委員長

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

(閉会の宣告)

佐藤委員長

これで、平成26年第2回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

(15時49分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月24日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 大 野 忠 寄